

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について

標記の件について、令和3年9月22日開催の教育委員会で報告した後の対応について、下記のとおり報告する。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について(その3)

(1) 主旨

令和3年9月24日付で、10月1日以降の区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針(その3)をとりまとめた。

(2) 運営方針の内容

別紙のとおり

2 その他の事業

(1) 学校施設開放

感染防止対策を徹底した上で学校施設を通常どおり21時まで開放する。
ただし、中町ふれあいホールについてのみ、21時までの短縮利用とする。

(2) 図書館・図書室・図書館カウンター

感染防止対策を徹底した上で通常どおり開館する。経堂・世田谷・梅丘図書館および図書館カウンターの開館時間は、21時までとする。2時間以内での利用を要請するとともに、必要に応じて密集が発生しないように入場整理を行う。

3 区立小中学校での感染発生状況(直近3か月の推移)

	区立小学校		区立中学校		合計	
	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数
7月	63人	55校	19人	19校	82人	74校
8月	245人	190校	100人	83校	345人	273校
9月(27日時点)	80人	73校	25人	25校	105人	98校

(注) 人数については、児童・生徒及び教職員等の陽性者数。

学校数については、同一月内で関連性が認められない陽性判明が複数あった場合はそれぞれ計上している。(例) 4月1日A校で陽性判明、4月25日A校で陽性判明の場合2校で計上。

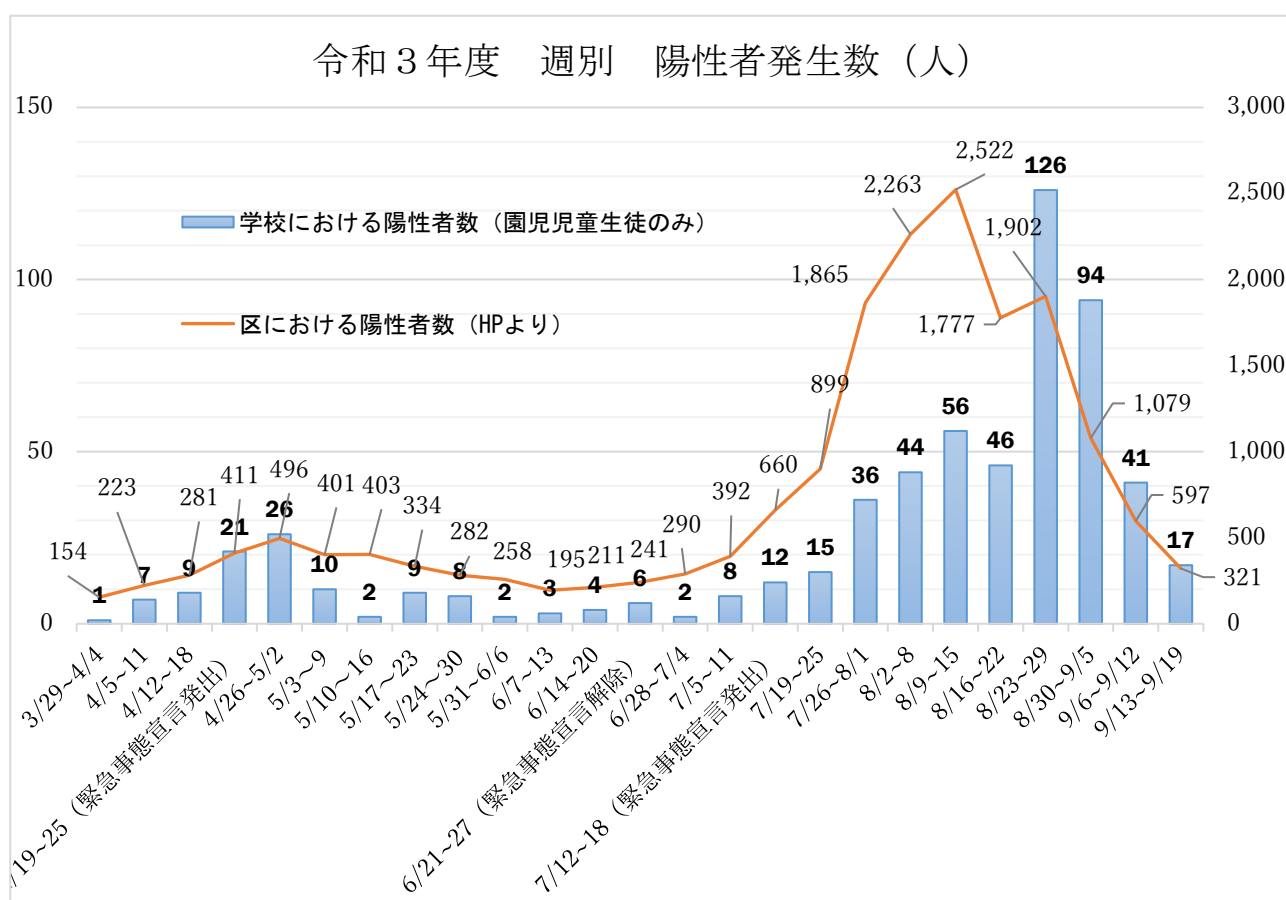
令和3年9月24日
教育委員会事務局

新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の
運営方針について（その3）

1 主旨

令和3年9月8日に決定した標記運営方針（その2）について、10月1日以降の方針（その3）をとりまとめたので報告する。

2 区立小・中学校等における感染状況の推移



【概況】 ○区内感染者数の推移

・区内感染者数はピーク時8/9~15の1/7以下となっている。

○児童・生徒の感染者数の推移

・児童・生徒の感染者数はピーク時8/23~29の1/7以下となっている。

3 新学期の学校の状況

(1) 新学期からの対応

- ① 9月1日（水）～2日（木） 一斉登校・午前授業
- ② 9月3日（金）～12日（日） 分散登校・オンライン学習

③ 9月13日（月）から当分の間 通常授業とオンライン学習の選択制

(2) 通常授業とオンライン学習の選択制の実施状況

① オンライン学習を選択している児童・生徒の割合

区立小学校	6.5%
区立中学校	6.9%

※9月13日～17日の値

② 効果と課題

- ・感染者数の推移を注視しつつ、9月13日から通常授業とオンライン学習の選択制を実施し、可能な限り感染を防止しつつ、子どもたちの学びを継続的に保障してきている。
- ・感染症の不安から登校を控える児童・生徒が一定数いる。
- ・10月以降、オンラインによる対応が困難な宿泊を伴う行事、部活動の大会やコンクール、各種学校行事が予定されている。

4 今後の学校運営について

(1) 通常授業の再開について

区内の感染状況等を踏まえ、9月13日（月）より実施している通常授業とオンライン学習の選択制は9月30日（木）までで終了し、10月1日（金）からは通常登校による授業を基本とする。また、引き続き感染症への不安等から自宅等でのオンライン学習を希望する児童・生徒には、オンラインでの授業を保障する。

※今後、区立小・中学校等において、クラスター発生や感染者数の著しい増加が確認された場合には、必要な対応を実施する。

※土曜授業も通常どおり実施する。

(2) 基本的な取り組み

- ① 児童・生徒・園児の学びや心身の健康を保障するためにも、検温や健康観察、換気の徹底、3密やリスクの高い活動の回避、マスクの適切な着用（不織布マスクの推奨）、手洗い等の感染症防止対策を徹底する。
- ② 外からウイルスを持ち込ませないために改めて各家庭への協力を呼びかけ、登校前の検温や健康観察等を励行し、発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童・生徒等、教職員ともに自宅での休養を徹底する。
- ③ 学級・学校閉鎖等により登校できない児童・生徒や、感染症等への不安により登校を控える児童・生徒には、オンラインによる授業参加やICTを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。
- ④ 給食等の場面では、感染リスクが高まることから、換気や手洗い、席の配置の工夫、会話を控える、食後のマスクの着用等の感染症対策を徹底する。
- ⑤ 緊急事態宣言期間中、校外での活動は基本的に延期又は中止とする。宣言解除後は、感染症防止対策を講じながら、学校の状況によって実施を可とする。

- ⑥ 緊急事態宣言期間中、不特定多数の人が参加する活動は基本的にオンラインでの実施又は延期とする。宣言解除後は、感染症防止対策を講じながら、学校の状況によって実施を可とする。
- ⑦ 緊急事態宣言期間中、部活動は、大会やコンクール等の参加に向けた練習のみ可とする。その際、原則的に校内において平日のみ、17時までとする。宣言解除後は、感染症防止対策を講じながら、学校の状況によって実施を可とする。
- ⑧ 各種行事等は、内容や方法を工夫した上で、感染状況等を踏まえ柔軟に対応する。
- ⑨ 緊急事態宣言期間中、宿泊を伴う行事は実施せず、延期又は中止とする。宣言解除後は、感染症防止対策を講じながら、実施を可とする。
- ⑩ 児童・生徒等の心のケアについて、きめ細やかに健康観察や健康相談等を行い、児童・生徒等の状況を的確に把握するとともに、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアに適切に対処する。
- ⑪ 小・中学校、幼稚園等においていち早く陽性者を発見し感染拡大を抑えるため、これまでの社会的検査に加え、臨時的な対応として下記のケースにおいて任意の抗原検査を実施する。
 - ・陽性者が発生した場合、接触状況等に鑑みて社会的検査の補完的に実施（陽性者発生後、直ちに検査キットを対象者に配付する。）
 - ・宿泊行事、大会等参加に向けて行われる部活動への参加にあたって、安心して参加できるよう行う検査

5 学校給食について

給食は、オンライン授業参加者については、保護者からの届出に基づいて給食提供を停止し、給食費は徴収しない。なお、区の運営方針の変更に伴い、食材の発注変更が間に合わない場合の超過分の給食費は、公費負担とする。

6 その他

- ① 新BOP学童クラブは通常運営とし、BOP室等が密とならないよう保護者へは可能な範囲で利用日数と利用時間を控えていただくよう、引き続き協力を求めていく。
- ② 区立幼稚園・認定こども園は、登園を基本とする。なお、感染の懸念から登園を控える園児については、欠席扱いとしない。